

015年9月9日、「個人情報保護に関する法律（個人情報保護法）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）」の一部を改正する法律」（改正法）が公布された。

個人情報保護法については、個人情報の取扱いの監視監督権限を有する第三者機関である「個人情報保護委員会」を「特定個人情報保護委員会」に改組して設置するなど、個人情報の保護と有用性の確保に関する改正が行われた。

一方、番号利用法については、マイナンバーの利用範囲を拡大するなどの改正が行われた（図表）。

本稿では、番号利用法の改正のうち、特に預貯金口座へのマイナンバーの付番を含む、金融分野におけるマイナンバーの利用範囲の拡充に関する事項について概説する。

預貯金口座へのマイナンバーの付番

①預貯金口座への付番の必要性
政府資料によると預貯金口座への付番については、「社会保障制度の所得・資産要件を適正に執行する観点や、適正・公平な税務執行の観点等から、金融機関の預貯金口座をマイナンバーと紐付け、金融機関に対する社会保障の資力調査や税務調査の際にマイナンバーを利用して照会できるようにすることにより、現行法で認められている資力調査や税務調査の実効性を高めるもの」とされている。

②預金保険機構等によるペイオフのためのマイナンバーの利用
番号利用法の改正により、預金保険機構および農水産業協同組合貯金保険機構が、番号利用法の「個人番号利用事務実施者」とされた。これにより、両機構はマイナンバーの利用が可能となる。

⑤施行時期
改正法のうち、預貯金口座への付番に関しては、「公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日」が施行日とされており、政府資料によると、平成30年1月からの利用開始が想定されている。

前述のとおり、法律上、預金者に告知義務は課されないため、既存口座については、付番が進

具体的には、「預金保険法・農水産業協同組合貯金保険法による預金等に係る債権の額の把握に関する事務であつて主務省令で定めるもの」の処理に関して、保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索・管理するために必要な限度でマイナンバーを利用することができるとなった。

③預貯金口座への付番
番号利用法の改正に伴い、国税通則法・地方税法が改正され、銀行等は、行政機関等からの照会に効率的に対応することができよう、預貯金者等情報（氏名、住所等）をマイナンバーにより検索可能な状態で管理しなければならぬこととされた。

この事務は、番号利用法の個人番号関係事務として明掲され、これにより、銀行等は個人番号関係事務実施者として、預金者にマイナンバーの告知を求めることができることになる。もともと、法律上、預金者に告知義務

はない可能性がある。顧客が転居している場合など、金融機関が顧客を追跡することが困難な場合も考えられる。平成30年1月以降、当面は、新規口座に付番されるケースが多くなること

が予想される。しかし、その場合、新規口座を開設せずに既存口座に預け入れれば、付番を回避できてしまう。8億あるとも10億あるともいわれる既存口座への付番は大きな課題である。

社会保障給付関係の資力調査に関する厚生年金保険法、国民年金法の改正は、平成28年1月1日から施行される。なお、改正法では、付番開始後3年を以て、預貯金口座に対する付番状況等を踏まえて、必要があると認めるときは、預貯金口座への付番促進のための所要の措置を講じるとしており、

付番の義務化も検討されることになる。

日本年金機構のマイナンバー利用制限

改正法では、本年6月に日本年金機構が保有している個人情報（基礎年金番号、氏名、生年月日、住所）の一部が外部に流出した事件があったことを受け、同機構のマイナンバーの利用について、平成29年5月31日までの間において政令で定める日まで延期されている。また、国の機関間での情報連携は平成29年1月から、地方公共団体等との情報連携は平成29年7月から、それぞれ開始されることになっているが、同機構は、平成29年11月末までの間において政令で定める日まで、情報連携は延期されることとなった。

番号利用法の改正概要

1. 預貯金口座へのマイナンバーの付番
①預金保険機構等によるペイオフのための預貯金額の合算において、マイナンバーの利用を可能とする ②金融機関に対する社会保障制度における資力調査や税務調査でマイナンバーが付された預貯金情報を効率的に利用できるようにする
2. 医療等分野における利用範囲の拡充等
①健康保険組合等が行う被保険者の特定健康診査情報の管理等に、マイナンバーの利用を可能とする ②予防接種履歴について、地方公共団体間での情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする
3. 地方公共団体の要望を踏まえた利用範囲の拡充等
①すでにマイナンバー利用事務とされている公営住宅（低所得者向け）の管理に加えて、特定優良賃貸住宅（中所得者向け）の管理において、マイナンバーの利用を可能とする ②地方公共団体が条例により独自にマイナンバーを利用する場合においても、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする ③地方公共団体の要望等を踏まえ、雇用、障害者福祉等の分野において利用事務、情報連携の追加を行う

（出所）内閣官房ウェブサイト



鳥毛拓馬 ● とりげ たくま
大和総研主任研究員 A F P
金融・証券税制、金融商品会計を中心に税制、会計制度の調査に従事。著書として、「税金読本」「法人投資家のための証券投資の会計・税務」（いずれも共著 大和証券刊）など。

シンクタンク研究員による

読み解き！最新制度

Vol. 10

マイナンバー法の改正

金融分野での利用範囲の拡充